



支給を受ける条件

被保険者が病気やけがの療養のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件を満たした場合は、傷病手当金が支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やけがのため療養中であること
- ② 仕事に就けないこと（労務不能）
労務不能の判定は、療養担当者（医師等）の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること
3日間連続して休んだことを『待期完成』と言います。
なお、待期完成に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。
- ④ 給与（報酬）の支払いがないこと
給与の支払いがあっても傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

〈被保険者資格喪失後に継続して傷病手当金を受ける場合〉

- ① 資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上（任意継続被保険者期間は除く）あること。
- ② 資格喪失日の前日（退職日等）に傷病手当金の支給を受けているか、または受けられる状態（上記支給を受ける条件①～③を満たしている。）にあること。

支給額と支給期間

● 支給期間

傷病手当金は支給が始まった日（支給開始日）から1年6か月の期間で、支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。支給開始日は、実際に傷病手当金の支給が開始された日となります。

● 支給額

1日当たりの金額

[支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額] (※) ÷ 30日 × (2/3)
(支給開始日とは、一番最初に出産手当金が支給された日のことです。)

(※) 支払開始日の以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、

- ・支払開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ・当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を比べて少ない方の額を使用して計算します。

● 傷病手当金の調整

次の①～⑤にあてはまる場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が調整されます。

- ① 給与の支払いがあった場合
- ② 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合
- ③ 老齢退職年金を受けている場合
- ④ 労災保険から休業補償給付を受けている場合
- ⑤ 出産手当金を同時に受けられるとき

なお、傷病手当金を受け取った後に、①～④に該当していることが判明した場合は、傷病手当金をお返しいただくことになります。詳しくは、滋賀県自動車健康保険組合へお問い合わせください。